

## 中種子町農業委員会総会議事録

1. 平成30年5月25日第10回中種子町農業委員会総会を防災センター1階・第一会議室に会長これを招集する。

2. 出席委員

永浜三津子・梶原誠・浦元隆一・杉浦重喜  
上妻廣美・花野進・日高隆克・鳥居幸洋  
石堂季男・鮫島安平・東道洋・濱脇嘉則

3. 欠席委員

中崎和行

4. 日程 第1 会議録署名委員の指名  
日程 第2 会期の決定の件  
日程 第3 議案第1号 農地法第3条申請について  
日程 第4 議案第2号 農地法第5条申請について  
日程 第5 議案第3号 非農地証明について  
日程 第6 承認第1号 農用地利用集積計画の一部変更について  
日程 第7 承認第2号 農用地利用集積計画について

5. 議事

(事務局長)皆さんおはようございます。ただいまから、第10回中種子町農業委員会総会を開会いたします。はじめに、会長よりご挨拶をお願いいたします。

(会長) 挨拶

(事務局長)ありがとうございました。ここからは座って進行させていただきます。本日は、12番委員から欠席の旨通告がありましたので、ご報告いたします。出席委員は13名中12名で、定足数に達しており、総会は成立をしております。それでは、中種子町農業委員会会議規則により、議長は会長が務めることとなっておりますので、以降の会議の進行は会長にお願いをいたします。

(議長)座って議事を進行させていただきます。これより、本日の会議を開きます。本日の議事日程は、お手元にお配りした日程表のとおりであります。日程第1、会議録署名委員の指名を行います。会議録署名委員は、農業委員会会議規則第10条の規定によって、13番東委員、1番永浜委員を指名します。日程第2、「会期の決定の件」を議題とします。お諮りします。本総会の会期は、本日1日間にしたいと思っております。ご異議ありませんか。

(委員)異議なし。

(議長)異議なしと認め、会期は本日1日間に決定しました。

日程第3、議案第1号「農地法第3条申請について」の順位1から順位3を議題とします。本案について、事務局の説明をお願いします。

(事務局)おはようございます。総会資料の1頁をお開き下さい。議案第1号、農地法第3条申請の順位1から順位3について説明いたします。所有権移転、件数3件、筆数20筆、面積33,493㎡、内訳としまして田2,152㎡、畑31,341㎡です。これらの件につきましては農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件を全て満たすと考えます。委員の皆様のご審議の程、宜しくをお願いいたします。

(議長)次に、順位1について、担当調査委員の5番杉浦委員の説明をお願いします。

(5番委員)はい、5番杉浦です。議案第1号順位1について説明をいたします。去る5月19日、譲受人、〇〇〇〇さんに聞き取り調査と申請地での現地調査を実施いたしました。土地の所在、大字〇〇、字〇〇〇、地番〇〇〇〇、地目畑、面積4,712㎡、大字〇〇、字〇〇、地番〇〇〇〇-1、地目畑、面積1,459㎡。大字〇〇、字〇〇〇、地番〇〇〇〇-1、地目畑、面積2,893㎡です。譲渡人、住所 中種子町〇〇〇〇〇〇番地、〇〇〇〇さん。譲受人、住所 中種子町〇〇〇〇〇〇番地、〇〇〇〇さん。申請理由は、譲渡人が相手方の要望、譲受人が経営拡張となっております。場所については、〇〇側から来て、〇〇の公民館を過ぎて300m程先のカーブのところでございます。調査の結果、労働力、農業機械を確保しており、また取得後の下限面積も超えております。申請地取得後の地域との調和要件に関しても支障はないと思われれます。委員の皆様のご審議の程を宜しくをお願いいたします。

(議長)ご苦労様でした。事務局からの補足説明はありますか。

(事務局)ございません。

(議長)これから審議を行います。質疑・意見はありますか。

(委員)ありません。

(議長)質疑なしと認めます。次に順位2について、担当調査委員の3番浦元委員の説明をお願いします。

(3番委員)はい、3番浦元です。議案第1号順位2について説明いたします。去る5月19日、譲受人、〇〇〇〇さんに聞き取り調査と申請地での現地調査を実施いたしました。土地の所在、大字〇〇、字〇〇、地番〇〇〇〇-7、地目畑、面積257㎡です。譲渡人、住所 霧島市〇〇〇〇〇〇番地4 〇〇〇〇ビル606、〇〇〇〇さん。譲受人、住所 中種子町〇〇〇〇〇〇番地、〇〇〇〇さん。申請理由は、譲渡人が相手方の要望、譲受人が経営拡張となっております。場所については、〇〇小学校下の交差点から〇〇方向に約150m行ったところに〇〇の販売所があるのですが、その前の土地です。調査の結果、労働

力、農業機械を確保しており、また取得後の下限面積も超えております。申請地取得後の地域との調和要件に関しても支障はないと思われ  
ます。委員の皆様のご審議の程、宜しくお願いいたします。

(議 長)ご苦労様でした。事務局からの補足説明はありませんか。

(事務局)ございません。

(議 長)これから審議を行います。質疑・意見はありませんか。

(委 員)ありません。

(議 長)質疑なしと認めます。次に順位3について、担当調査委員の1番永浜  
委員の説明をお願いします。

(1番委員)はい、1番永浜です。議案第1号順位3について説明いたします。

筆数が多いため、座って説明させていただきます。去る5月16日、  
譲受人、〇〇〇〇さんに聞き取り調査と申請地での現地調査を実施い  
たしました。土地の所在、大字〇〇、字〇〇、地番〇〇〇〇、地目田、  
面積 990 m<sup>2</sup>。大字〇〇、字〇〇、地番〇〇〇〇、地目田、面積 1,162  
m<sup>2</sup>。大字〇〇、字〇〇、地番〇〇〇〇-1、地目畑、面積 1,634 m<sup>2</sup>。  
大字〇〇、字〇〇、地番〇〇〇〇-8、地目畑、面積 2,883 m<sup>2</sup>。大字  
〇〇、字〇〇、地番〇〇〇〇-9、地目畑、面積 2,282 m<sup>2</sup>。大字〇〇、  
字〇〇、地番〇〇〇〇-18、地目畑、面積 124 m<sup>2</sup>。大字〇〇、字〇  
〇、地番〇〇〇〇、地目畑、面積 817 m<sup>2</sup>。大字〇〇、字〇〇、地番〇  
〇〇〇、地目畑、面積 402 m<sup>2</sup>。大字〇〇、字〇〇、地番〇〇〇〇、地  
目畑、面積 324 m<sup>2</sup>。大字〇〇、字〇〇、地番〇〇〇〇-2、地目畑、  
面積 2,297 m<sup>2</sup>。大字〇〇、字〇〇、地番〇〇〇〇-1、地目畑、面積 404  
m<sup>2</sup>。大字〇〇、字〇〇〇〇、地番〇〇〇〇-2、地目畑、面積 857 m<sup>2</sup>。  
大字〇〇、字〇〇、地番〇〇〇〇、地目畑、面積 2,279 m<sup>2</sup>。大字〇〇、  
字〇〇、地番〇〇〇〇-1、地目畑、面積 3,923 m<sup>2</sup>。大字〇〇、字〇  
〇〇〇、地番〇〇〇〇-13、地目畑、面積 3,219 m<sup>2</sup>。大字〇〇、字  
〇〇〇〇、地番〇〇〇〇-14、地目畑、面積 575 m<sup>2</sup>。総面積 24,172  
m<sup>2</sup>です。譲渡人、住所 中種子町〇〇〇〇〇〇番地、〇〇〇〇さん。  
譲受人、住所 中種子町〇〇〇〇〇〇番地1、〇〇〇〇さん。申請理  
由は、譲渡人が贈与、譲受人が受贈による所有権移転です。場所につ  
いては、筆数が多いため、大字毎に説明をいたします。大字〇〇は、  
〇〇〇〇より坂を下り、三文字の突き当りの奥です。大字〇〇は、〇  
〇〇〇の資材置き場の三文字を左に行ってすぐの右側です。大字〇〇  
は、広域農道を南種子にむかい、〇〇〇〇の圃場整備を右に 800m 行  
ったところの左側です。大字〇〇は、〇〇〇〇の圃場整備の中に点在  
しております。調査の結果、労働力、農業機械を確保しており、また  
取得後の下限面積も超えております。申請地取得後の地域との調和要  
件に関しても支障はないと思われ  
ます。委員の皆様のご審議の程、宜しくお願いいたします。

(議 長)ご苦労様でした。事務局からの補足説明はありませんか。

(事務局) ございません。

(議長) これから審議を行います。質疑・意見はありませんか。

(委員) ありません。

(議長) 質疑なしと認めます。これから採決します。議案第1号順位1から順位3については許可することにご異議ありませんか。

(委員) 異議なし。

(議長) 異議なしと認めます。従って、議案第1号「農地法第3条申請について」の所有権移転3件については、許可することに決定しました。次に順位4について、事務局の説明をお願いします。

(事務局) はい、議案第1号、農地法第3条申請の順位4について説明いたします。総会資料の4頁をお開き下さい。所有権移転、件数1件、筆数4筆、面積6,335㎡、内訳としましては畑が6,335㎡となっております。内容といたしましては、共有地の権利者同士による持分移転となります。この件につきましては農地法第3条第2項第1号に該当相当と考えます。委員の皆様のご審議の程、宜しくお願いいたします。

(議長) 次に、順位4について、担当調査委員の1番永浜委員の説明をお願いします。

(1番委員) はい、1番永浜です。議案第1号順位4について説明いたします。

去る5月14日、譲受人、〇〇〇〇さんに聞き取り調査と申請地での現地調査を実施いたしました。土地の所在、大字〇〇、字〇〇、地番〇〇〇〇-3、地目畑、面積1,556㎡。大字〇〇、字〇〇、地番〇〇〇〇-2、地目畑、面積2,901㎡。大字〇〇、字〇〇〇、地番〇〇〇〇-10、地目畑、面積1,337㎡。大字〇〇、字〇〇〇、地番〇〇〇〇-11、地目畑、面積541㎡です。譲渡人、住所 薩摩川内市〇〇〇〇番地2、〇〇〇〇さん。譲受人、住所 中種子町〇〇〇〇〇番地、〇〇〇〇さん。申請理由は、譲渡人が贈与、譲受人が受贈による所有権移転です。場所につきましては、〇〇〇公民館より〇〇〇にむかい、800m程行ったところの左側に2か所と、圃場整備の中に2か所です。申請地につきましては、〇〇〇〇株共有地であり、共有地権利者間における持分移転となります。申請地の大字〇〇、字〇〇の2筆と、大字〇〇、字〇〇〇、地番〇〇〇〇-11につきましては、耕作者は譲受人ではございません。譲受人に関しては、調査の結果、労働力、農業機械を確保しており、また取得後の下限面積も超えております。申請地取得後の地域との調和要件に関しても支障はないと思われれます。大字〇〇、字〇〇〇、地番〇〇〇〇-10につきましては、現在農業用施設が建設されており、農地としての利用は見込めないと考えられます。委員の皆様のご審議の程、宜しくお願いいたします。

(議長) ご苦労様でした。事務局からの補足説明はありませんか。

(事務局長) 補足説明をいたします。お手元の資料、「共有農地の持分移転の許可基準」というものがありますので、そちらを出して下さい。共有農

地の持分移転につきましては、一番上のイの段をみていただきたいのですが、「その持分の取得者又はその世帯員等がその農地のうち、その取得後その農地について有することとなる持ち分に応じた面積以上の面積について、その取得後に効率的に利用して耕作すると認められない場合は許可ができない」ということとなります。不許可の要件は次のページにあります。農地法3条の許可基準の②に「農地の権利を取得しようとするものまたはその世帯員が、すでに所有している耕作する権限のある農地も含む全ての農地について耕作すると認められない場合は許可できない」とあり、不耕作目的の権利取得の禁止に当たります。ですので、今回、共有であっても実際に〇〇〇〇さんがこの農地について耕作をしていないということであれば、不許可要件に該当するということで、先程、事務局から「農地法第3条第2項第1号に該当する」との説明がありました。また一筆については、現在、畜舎と運動場と堆肥舎を作るために、生コンをうっております。基本的には無断転用になりますが、そのような土地となります。申請がありましたので、協議を宜しくお願したいと思います。

(議長)これから審議を行います。質疑・意見はありませんか。11番委員。

(11番委員)はい、11番鮫島です。今説明がありましたように、〇〇〇〇-10については畜舎が建てられているということで、局長からも説明があったように、無断転用に当たると思います。他の3筆についても、譲受人が耕作しているのではなく、他の人が耕作していると担当調査員から説明がありました。これにより、私としては、本人に作る意思がないということで、事務局からありましたように保留するべきではないかと思えます。また、これに関しては農地部会が〇〇〇〇さんにしっかり聞いて、現地もしっかり見て、今後の対策をするべきではないかと思い、今日は、保留を薦めたいと思えますが、他の委員の方はいかがでしょうか。

(議長)6番委員。

(6番委員)はい、6番上妻です。鮫島委員の意見に私も賛同します。以上です。

(会長)ただ今、11番委員と6番委員から、1筆は農業用施設があり農地として利用されていないのではないかと、また、残り3筆は他の人が現在作物を作っていて、農地法の趣旨にそぐわないのではないかとということで、農地部会で本人確認と現地調査をしっかりとて、その後もう一度審議してはどうかという意見がありました。保留ということでよろしいでしょうか。

(委員)いいです。

(議長)他に、ご意見はありませんでしょうか。

(委員)ありません。

(議長)それではこれから採決します。議案第1号順位4については保留案件とすることにご異議ありませんか。

(委員)異議なし。

(議長)異議なしと認めます。従って、議案第1号「農地法第3条申請について」の所有権移転1件については、保留案件とすることに決定しました。

次に、日程第4、議案第2号「農地法第5条申請について」を議題とします。本案について、事務局の説明をお願いします。

(事務局)はい、事務局です。5頁をお開き下さい。議案第2号、農地法第5条申請順位1について説明いたします。申請人、借人、〇〇〇〇さん、住所 中種子町〇〇〇〇〇〇番地3。貸人、〇〇〇〇さん、住所 中種子町〇〇〇〇〇〇番地3。申請地、大字〇〇、字〇〇、地番〇〇〇〇番11、地目畑、地積556㎡となっております。転用の目的といたしまして、一般住宅の建築となっております。申請理由としまして、現在、借家住まいをしており、申請地を借り受けて自己の住宅を建築したいということです。土地利用規制等につきましては、都市計画区域内、農振農用地外の第2種農地（その他の農地）と考えます。金融機関の残高証明書及び融資証明書も提出されており、実現性はありと考えます。棟数・面積等につきましては、居宅・倉庫として計160.33㎡となっております。委員の皆様のご審議をお願いいたします。

(議長)次に、順位1について、担当調査委員の2番梶原委員の説明をお願いします。

(2番委員)はい、2番梶原です。議案第2号、農地法第5条申請、順位1の現地調査について説明をいたします。先般5月11日午前9時00分より、濱脇会長、杉浦委員、事務局、申請人の〇〇〇〇さん立会いの下、現地調査を実施いたしました。場所は、〇〇〇〇公民館を過ぎ、〇〇〇〇さんが作っていた〇〇〇〇から100m程〇〇〇〇さんの自宅方向に進んだ、道の反対側です。申請人は現在、〇〇集落に借家住まいをしております。申請地を父より借り受けて、自己の住宅を建設したいということです。周囲は第三者所有の宅地、貸人所有の宅地及び道路であります。排水計画においても、合併浄化槽を設置し側溝へと放流するという、被害防除計画も添付されております。転用によって付近に被害を与える恐れはないと考えます。一般住宅の許可基準の概ね500㎡を超えていますが、残地を農地として活用するには面積が小さいです。また土地の形状ですが、南側が狭く山に隣接しております。農地としての利用は困難であるという理由書が添付されております。資金計画においても、金融機関からの融資証明書を添付してあります。現地で検討した結果、周辺への支障もないと思われれます。委員の皆様のご審議を宜しく申し上げます。

(議長)現地に同行した委員・事務局からの補足説明はありませんか。

(委員・事務局)ありません。

(議長)これから審議を行います。質疑・意見はありませんか。

(委員)ありません。

(議長)質疑なしと認めます。これから採決します。議案第2号順位1については、許可することにご異議ありませんか。

(委員)異議なし。

(議長)異議なしと認めます。したがって、議案第2号「農地法第5条申請について」の順位1については、許可することに決定しました。

次に日程第5、議案第3号「非農地証明について」を議題とします。

本案について、事務局の説明をお願いします。

(事務局)はい、事務局です。議案第3号、非農地証明の順位1について説明いたします。総会資料は6頁となります。土地の所在、大字〇〇、字〇〇〇〇、地番〇〇〇〇番、地目田、地積451㎡となっております。申請人につきましては、〇〇〇〇さん、住所 愛知県〇〇〇〇〇〇〇〇番地4。申請理由といたしまして、土地登記簿の地目は田であります。昭和40年代から耕地として利用せず、現況は山林となっております。委員の皆様のご審議をお願いいたします。

(議長)次に、順位1について、担当調査委員の8番日高委員の説明をお願いします。

(8番委員)はい、8番日高です。議案第3号、非農地証明の順位1について説明いたします。この案件につきましては、先般5月11日午前10時00分より、濱脇会長、石堂委員、平山推進委員、事務局、申請人の〇〇〇〇さん立会いの下、現地調査を実施いたしました。場所につきましては、〇〇〇〇から高架橋のところの〇〇〇〇を越えまして、200m進むと突き当たりがあります。そこを左に行くと右側に〇〇〇〇さんの自宅跡があります。その前を西に〇〇m程入った場所です。申請理由は、登記地目は田であります。昭和40年代から耕地として利用せず、現状は山林となっているため、この申請となりました。耕作をしなくなってから50年以上経っていることから、非農地が妥当と判断しました。周りの山林と同化しております。委員の皆様のご審議を宜しく申し上げます。以上です。

(議長)ご苦労様でした。現地に同行した委員・事務局から補足説明はありますか。

(委員・事務局)ありません。

(議長)これから審議を行います。質疑・意見はありますか。

(委員)ありません。

(議長)質疑なしと認めます。これから採決します。議案第3号順位1については、許可することにご異議ありませんか。

(委員)異議なし。

(議長)異議なしと認めます。したがって、議案第3号「非農地証明について」は、許可することに決定しました。

次に、日程第6、承認第1号、「農用地利用集積計画の一部変更につ

いて」を議題とします。本案について事務局の説明をお願いします。  
(事務局)はい、それでは総会資料の7頁をお開き下さい。承認第1号、農用地  
利用集積計画の一部変更について説明いたします。平成30年5月3  
1日を公告日とする農用地利用集積計画の一部変更、件数4件、筆数  
24筆、変更面積42,004㎡となっております。委員の皆様のご審議  
の程を宜しくお願いいたします。

(議長)これから審議を行います。質疑・意見はありませんか。

(委員)ありません。

(議長)質疑なしと認めます。これから採決します。承認第1号については、  
承認することにご異議ありませんか。

(委員)異議なし。

(議長)異議なしと認めます。したがって、承認第1号「農用地利用集積計画  
の一部変更について」の件は、承認することに決定しました。

次に日程第7、承認第2号「農用地利用集積計画について」を議題と  
します。本案について、事務局の説明をお願いします。

(事務局)はい、総会資料の16頁をお開き下さい。承認第2号、農用地利用集  
積計画の承認について説明いたします。平成30年5月31日を公告  
日とする農用地利用集積計画、件数10件、筆数22筆、面積40,865  
㎡。内訳としまして、田4,793㎡、畑36,072㎡となっております。詳  
細につきましては、総会資料17頁から33頁に添付しております。  
なお利用権設定を受けるものにつきましては、農業経営基盤強化促進  
法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。委員の皆様のご  
審議の程を宜しくお願いします。

(議長)これから順位1から順位6について審議を行います。質疑・意見はあ  
りませんか。

(委員)ありません。

(議長)質疑なしと認めます。これから採決します。順位1から順位6につい  
ては承認することにご異議ありませんか。

(委員)異議なし。

(議長)異議なしと認めます。ここで、農業委員会等に関する法律第31条第  
1項の規定により、5番委員の退席をお願いします。

(5番委員の退席)

(議長)これから順位7について審議を行いません。質疑・意見はありません  
か。

(委員)ありません。

(議長)質疑なしと認めます。これから採決します。順位7については承認す  
ることにご異議ありませんか。

(委員)異議なし。

(議長)異議なしと認めます。

(5番委員の入室)



(議長)次に、順位8から順位10について審議を行います。質疑・意見はありませんか。

(委員)ありません。

(議長)質疑なしと認めます。これから採決します。順位8から順位10については承認することにご異議ありませんか。

(委員)異議なし。

(議長)異議なしと認めます。したがって、承認第2号「農用地利用集積計画について」の順位1から順位10については、承認することに決定しました。

これで、本日の日程は全て終了しました。会議を閉じます。平成30年第10回中種子町農業委員会総会を閉会します。ご苦労様でした。

議事録は正当なることを証明いたします。

平成 年 月 日

議事録署名者

議事録署名者